

## 第2回 大分市隣接校選択制検討委員会 議事録

1. 日 時 令和5年3月28日(火) 15:00~16:00
2. 場 所 大分市役所 議会棟3階 第4委員会室
3. 出席者

### ○検討委員会委員

委員長	山崎	清男
副委員長	小野	昭三郎
委員	平本	泉
委員	川野	君香
委員	酒井	美恵
委員	久保	隆
委員	末松	広之

### ○事務局

学校教育課長	江隈	英明
学校教育課参事兼 児童生徒支援室長	平田	敬二
学校教育課主査	上杉	幸喜
学校教育課主事	牧	修平

## 4. 次 第

- (1) 開会
- (2) 協議
  - ・検討事項について
    - ① 学区外就学該当者の申請について
    - ② 隣接校選択制利用者における中学校入学について
    - ③ 距離要件の設定について
    - ④ 受入定員について
    - ⑤ 選択可能校について
  - ・その他
- (3) 閉会

## 議事録

○事務局 ただいまから、第2回大分市隣接校選択制検討委員会を開会いたします。ここからの進行は山崎委員長にお願いいたします。

○山崎委員長 早速ではございますが、協議に入らせていただきます。前回の会議では、大分市における隣接校選択制の現状や実績について、また、他市の実施状況について、説明を受ける中、皆さんで共通認識を持ったところです。資料1をご覧ください。こちらは、前回の会議で使用した資料であり、今後の検討事項をまとめたものです。それでは、検討事項としていました5つの項目について、皆様方からご意見をいただきたいと考えており

ます。また、検討事項について協議を行った後、あらためて、隣接校選択制の実施の是非について、協議したいと考えております。

それでは検討事項の1つ目の「学区外就学該当者の申請について」今から委員の皆様と意見交換をしたいと思いますが、事務局から補足説明があるようですのでお願いします。

○事務局 学区外就学該当者の申請について、補足説明いたします。

学区外就学該当者は、学区外就学の手続きを行えば希望する学校に通うことができます。それでは学区外就学該当者が、なぜ隣接校選択制を申請するのかということですが、これは、申請期間に関係があります。隣接校選択制の申請期間は11月になります。新1年生の学区外就学の申請は1月に発送する入学通知書が届いてから学区外就学の申請をすることとなります。そのようなことから隣接校選択制の申請期間の方が早いです。子どもの進学先の学校を早い段階で確定させたいという保護者の気持ちがあること、そして、隣接校選択制の申請のために、市役所に来たのに、学区外就学の申請のために、再度、年明けの1月以降に市役所に来る必要があることなどが考えられます。

他市では、新1年生の学区外就学の申請を秋ごろから受け付けているところもございます。大分市の隣接校選択制の申請期間の11月から、学区外就学の申請も受け付けることで、学区外就学該当者に対し、隣接校選択制ではなく、学区外就学の申請を促すこともできるのではないかと考えております。

○山崎委員長 本来であれば、学区外就学の要件に該当しているのに、時期が遅いため、隣接校選択制を申請している状況があるということですね。基本的には、手続きの関係や、煩わしさ、学区外が認められる諸条件が伴っているのも、私は事務局の説明のとおりでよいのかと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

○平本委員 説明があったように、早い段階で決めることができる方がよいのではないかと思います。それでは、早い段階で学校を決めれば就学時健診もその学校で受けることになるのでしょうか。

○事務局 現在、就学時健診は10月頃実施しています。

○山崎委員長 10月であれば、就学時健診は従来どおり指定校で受けるということですね。本来なら当然行けるべきところを、二重の手続きや煩わしさがあったりするので、要するに手続きの簡素化ということですね。

○川野委員 賛成です。学区外就学の申請時期が早くなり、学校を決めることで早く安心できれば、隣接校選択制に移らなくても大丈夫かなと思います。

○山崎委員長 それではそういうことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○山崎委員長 それでは、申請については事務局から説明がありましたようにまとめさせていただきます。続きまして、隣接校選択制の申請者、新小1の中学の進学での問題についてです。資料にありますように、現行は、隣接校選択制を利用して小学校に入学しても、指定校制度があるため、中学校に行く場合は、再度、隣接校選択制度を申請しなくてははいけません。このようなことを考えた時に、手続きの問題や、隣接校選択制を利用してせっかく入ったのだから、学区外就学の手続きにより隣接校の小学区の中学校への入学を可能にしたかどうかということですね。

これも児童の安心感、当然その学校に行くという前提にしながら、また、事務の簡素

化もあります。このあたりはどうでしょうか。

- 久保委員 隣接校選択制を利用し小学校に通い、そのまま中学校に行くことができれば、安心して行けることになるでしょうが、逆に、その中学校に行くことを望まない場合はどのような手続きが必要になるのでしょうか。
- 事務局 入学通知書には住所地に基づく指定中学校が記載されているので、学区外就学の手続きをしなければ指定校に通うことになります。
- 山崎委員長 中学校進学にあたり、指定校に通いたいとなった場合は、特段、手続きしなければ指定校に通うことになるということですね。
- 久保委員 そのままエスカレーター方式で行けば手続きは必要ないということですか。
- 山崎委員長 その場合でも学区外就学の手続きは必要ですね。小学校は隣接校選択制で通った場合、さらに隣接校の小学区の中学校に行く場合は学区外の手続きが必要になります。隣接校選択制ではなく学区外就学の手続きですね。指定校の中学校に通う場合は特に手続きの必要はないということですね。
- 川野委員 例えば、西の台小学校は王子中と大分西中に分かれます。ほとんどの児童は大分西中ですが、一部の児童は王子中です。校区外から西の台小学校に通う児童が、学区外就学の該当者になると大分西中と王子中の両方を選べる問題が生じます。王子中が指定校の児童は、友人の多くが大分西中に行くので、隣接校選択制で大分西中への希望が多いようです。
- 事務局 小学校がそのまま中学校につながっていない学校、中学校で分かれてしまう学校が市内にいくつかございます。隣接校選択制で小学校に通い、その小学区の中学校への就学を認める場合、両方の中学校に就学することを認めるのかについては検討する必要があります。
- 山崎委員長 これは学区制の問題ですよ。西の台小学校の児童は、大分西中と王子中に行くことになる。指定校が王子中だが大分西中に通いたい場合は隣接校選択制を申請する必要があります。
- 川野委員 隣接校選択制は定員を超えたら抽選になります。隣接校選択制で西の台小学校に通う児童は、中学校進学にあたり学区外就学で王子中と大分西中の両方を選べるということになります。
- 山崎委員長 見方によっては、アンフェアということですね。これは、大変難しい問題ですね。
- 川野委員 そうですね。これを認めるとなった場合にそういった問題が生じるのではないかということです。
- 山崎委員長 本来、別の指定校の児童が西の台小学校に来て、そしてそのまま、学区外就学の申請で大分西中に行くことができる。ところが、片方ではそうではない。隣接校選択制で行かなければならない。そういった意味ではアンフェアですね。これは新しい問題ですね。だから学区外就学をどう考えるかですね。根本的な議論になりましたね。だから学区外就学の手続きは認めつつ、こういう状況にはどのように対処するかを考えておかないといけないですよ。
- 小野委員 小学校から中学校に進学する際に分かれるということですが、どのくらいの割合なのでしょうか。

○川野委員 西の台小学校の場合は、王子中と大分西中、1対4ぐらいではないかと思いません。

○小野委員 やはり同じ中学校に行く方がよいので、中学校の進学にあたり、小学校から中学校で分かれるということが問題だと思います。

○山崎委員長 住所によって通学区域が決まっていますので、学区について、ここで議論するのは難しいです。ただ、川野委員の指摘は大事なことなので、これについては議論が必要です。

○事務局 次回の会議までに、小学校から中学校で分かれる学校などの資料を準備しますので、この件については次回の会議で協議していただきたいと思えます。

○山崎委員長 確かに何校かあると思えます。この根本的な問題は、隣接校選択制を利用して通っている児童と、指定校で通っている児童で違うということですね。どのように整理するか大事なところですね。それでは次回議論いたします。

続いて、距離要件についてです。事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料2をご覧ください。こちらの資料は、大分市の小学校区を表しており、赤い点が小学校の位置を示しています。1ページは、大分市全域の地図となっております。2ページから7ページは、更に拡大したものとなっております。ごらんいただくと分かりますように、校区の形は様々であり、必ずしも校区の中心の位置に学校があるわけではございませんので、住所によっては隣接校区の学校に近い場合もございます。8ページは、中学校区と黄色の点で中学校の位置を示しております。

続いて、資料3をご覧ください。こちらは、今年度の隣接校選択制を申請された方で、申請理由が「距離」という方の、入学予定校と指定校、そしてお住まいの地区名を記載しています。例えば番号、1番の方ですが、指定校は碩田学園ですが、城崎2丁目にお住まいで、隣接校選択制で金池小学校を申請されております。表面は小学校、裏面が中学校となっております。お住まいの地区を見ますと、校区境の方が、距離を理由に隣接校選択制を申請されている状況でございます。

続いて、資料4をご覧ください。こちらは、距離要件による学区外就学を認めている中核市23市を記載しております。表は左から、隣接校選択制を実施しているか、市名、距離要件の詳細、自宅から指定校までの距離の指定があるかどうか、そして距離差の指定があるかとなっております。例えば、一番上の富山市ですが、富山市は隣接校選択制を実施しています。しかし、自宅から指定校までの直線距離が2km以上で、隣接校までの方が近く、隣接校が受け入れ可能な場合、学区外就学により入学を認めております。また隣接校選択制を過去に実施していた、前橋市ですが、指定校との直線距離が小学校1.5km、中学校2kmを超え、希望する学校との直線距離がその1/2以下の場合、学区外就学により入学を認めております。自宅から指定校までの距離を指定しているのはおよそ半数となっております。距離の差を指定しているのは7市です。

○山崎委員長 学校区については、地域や自治会の歴史など様々なことでこのようになっていくようです。以前、別府市の校区を見たことがありますが、飛び地がたくさんありました。全てを一概に変えることはできませんので、学区外就学の許可事項に距離要件を設けるかどうか、皆さんの意見を伺いたいと思えます。直線距離というのは地図上の直線距離ということによろしいですか。

- 事務局 はい。
- 山崎委員長 実際の通学路とは違いますよね。それでは、実際に教育現場で働かれている酒井委員いかがでしょうか。
- 酒井委員 現在、学区外就学の許可事項に距離要件はないということによろしいですね。
- 事務局 はい。
- 酒井委員 そこは隣接校選択制でカバーしているということですね。
- 事務局 はい。
- 酒井委員 定員を超える申請があり抽選により選外になった場合、遠い学校に通わなくてはいけない状況になってしまいます。学区外就学の許可事項に距離要件を設けることで、そのような部分もカバーできると思います。
- 山崎委員長 それも一つの考えですね。末松委員どうでしょうか。
- 末松委員 今年度、距離を理由に隣接校選択制を申請した方も一定程度いらっしゃることも事実ですので、そういった部分はしっかりと受け止めないといけないと思いますが、距離要件については、どういう形にするのかという部分が非常に難しいと思います。これまでの経緯、地域や自治会といった部分も勘案して考えないといけないと思います。
- 山崎委員長 部長もおっしゃいましたように、距離要件について。具体的な細かい距離を定めることは中々難しいのですが、距離要件を考えることを前提に進めていくことが生産的かなと思いながら話を聞いていました。直線距離にするとか、2 kmとか 3 kmとか具体的な考えは慎重に考えていくのですが、大きな流れとして距離要件なんかも学区外に入れるということが色んな意味でプラスになっていくのではないかということをお話してくれました。どうでしょうか。
- 平本委員 距離要件は入れた方がいいのかなと思います。登下校は毎日のことで、一番心配な部分でもあると思うので、抽選に漏れてしまって1時間位かけて歩いて行かないといけないとなったら、行きも帰りもすごく心配ではないかなと思います。距離要件はあった方が良くないかなと思います。
- 山崎委員長 今ですね、何kmとかは即答できないし、我々も分からないし、また色々事務局で調べていただいて決めていくことが必要かなと思いながらお話を伺っていました。時間がありますので教えてください。資料2の2ページの距離要件は別にして、小学校が丸ついていますよね。1番遠いところはどこですかね。
- 事務局 地図の右下に縮尺があります。
- 山崎委員長 見たけど中々分かりづらくてですね。原則的には通学距離は4 km・6 kmですけど、これで収まっているんですかね。
- 事務局 4 km・6 kmという通学距離があって、その中で定めるとなっていますが、地域によっては超える方もいらっしゃいますので、大分市の場合は、バスで通学する方に対しては、その定期代を補助します。車で送り迎えするのであればガソリン代相当分を補助します。
- 山崎委員長 中学校は自転車オケーでしたかね。植田西中学校では自転車で通っていたような気がします。私の知っている子は富士見ヶ丘から通っていたような気がします。基本的には4 km・6 kmですね。いずれにしても先程から距離要件があった上で具体的な距離についてはこれからの課題だという形で、その辺に関しましてアドバイスとかこういう視点で考えたらどうかといった意見があれば教えていただきたいです。距離要件はあって

もいいですが、具体的な内容は今すぐに考えられないということをお願いしたいと思います。

次に定員についてです。現在は現有施設で対応することとしている。そして、余裕教室や今後の児童生徒数の推移に応じて校長先生と協議の上設定している。定員は5人刻みで5から30人の範囲で設定している。問題は、1人でも定員を超える申請があれば抽選を行っているが、現行の設定で良いのか。すなわち、1人・2人とかで切るのではなくて、「程度」ですね、大学入試なんかでも若干名とかよくあります。若干名って何か議論したら難しいですが、5人程度とかやっています。入試は厳しいのできちっとやっていますが、そういうトータルをフレキシブルに対応できるのではないかという考え方ですが、この辺に關しましてはどうでしょうか。検討事項ですね。要するに定員を超えた場合、申請期間の後に学校と受入可能か協議できる余地を残しておきたいということですね。オールオアナッシングで右左で切るのではなくて、この辺りどうでしょうか。言葉が悪いのですが、アバウトというわけでもないんですけど、少し余裕を持たせておいたらどうかということですね。状況によって変わってくることもあったりするでしょうね。お願いします。

- 久保委員 定員設定が「何人」ではなく「何人程度」と。ちょっと言いづらいのですが、校長として考えたときに、人数によって学級数が変わる。学級数が変わるということは教員の配置の人数も変わります。その辺をどうしても関連付けて考えてしまうところはありますね。例えば、「何人程度」の中で3人程余った中でどなたを入れるのか。後1人・2人ならいいですけど、どこまで広げていいのかというところが非常に難しいところかなと思います。学級数とそういったところは計算してしまうところは確かにあるかもしれませんが。
- 山崎委員長 校長先生のご意見は経営者としてもっともだと思えます。学級数が決まってくるわけですからね。例えば「程度」をオクケーとしても「程度」の解釈をどうするかという問題ですね。程度プラス1とするとかですね。例えば公にしなくても内部資料として持つておかないと、基準がないと学級編成に困るとするのはおっしゃる通りだと思います。特に中学校は教科の問題とか教員の配置とかあります。小学校もですが。そういうご意見でした、ありがとうございます。先生のご意見として「程度」も決して悪いというわけではないのでしょうか。
- 久保委員 中々悪いとは言えないと思えます。その学校を希望しているわけですので。ただ、じゃあ何人という、捉えが難しいのかなと思えます。
- 山崎委員長 人数がぎりぎりの時にどう考えるかですね。久保委員のご意見は現場の生きているご意見だったと思えます。我々少し離れた人間は1人位ならいいという気持ちになりますが、学校現場はそういうわけにはいかないです。その辺どうでしょうか。やはり従来通りきちっと定員を決めていく、それも1つのやり方だと思います。或いは「程度」という協議できる余裕を持つことがポイントだと思います。ここは大事なところなので皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。
- 平本委員 今話を伺って、最初の設定人数がぎりぎりではまずいと思えます。例えばこの人数を受け入れますというのが、ここから1人でも増やそうものなら学級数が変わってしまうという状態ではなく、校長先生と協議の上設定しているところがあると思うので、その設定を緩和した上で、どんな子が来ても本当に必要があった時に受け入れてあげられる状況を作っておくのがいいと思えます。もうこの人数だから、ここから先どんな重要な理

由があっても駄目とするのではなく、これくらいの「程度」と余裕を持たせた設定にしておけば大丈夫なのかなと思いますし、必要に応じてこの子はこの学校に通わせた方がいいという判断をできる幅を持っていた方がいいかと思います。この人数で1人たりとも増えては困りますといった設定ではなくといった考えで、これからの推移だったりとか実際に通っている子どもでも出たり入ったりがあると思うので、そこも含めて本当に行くべきところに受入れるべき子どもが来た時に受け入れられる体制を作っておいたほうが良いのではないかと、1人でも多くの子が望む環境で学べることが大事だと思います。

- 山崎委員長 ありがとうございます。大事な議論だと思います。現行では余裕教室や今後の児童生徒数の推移において、校長先生と議論の上、定員数を決定するという考えですよ。当然、校長先生の意見は何もないといけない。ただ、久保委員が言っていたように学級が増えるかどうかの瀬戸際のとき、児童生徒数が少ない方がいいわけですね。
- 久保委員 今、私は中心部の学校におりまして、大分市全体を見たときに校長会でも話題になりますけども、周辺部の生徒数減ということを地域から聞きます。増える分については学級数が増えればいいのですが、その生徒がどこかから来るため減るところがありますので、定員の設定について大分市全体で広く見れば難しいと思いますが、それも希望を優先ということであれば致し方ないと思います。
- 山崎委員長 難しい問題が出てくると思います。選択する希望と指定校制の兼ね合いが出てくるわけですね。いずれにしても5人とか10人とか超えたときにいけないとしていると平本委員が述べられたような協議の余地が無くなる。10人で終わりですよとするのは楽です。ただ、他の視点からいろんな事情がある子どもにとってプラスになると考えたら、フレキシブルにやっていたほうが良いこともあると思いますが、制度・法律で人数によりクラス数が決まってくる。キャパシティの問題もあると思いますけど、ぎりぎりのところでクラスがどうかとか。だからこそ、校長先生と協議ということが出てくると思います。問題は検討事項の下に書いてあります、申請期間の後に学校と受け入れ可能か協議できる余地を残すことだと思います。30人程度としても30人としていいわけですから。5人程度としても5人としていいわけですね。そういう意味での協議だと私は解釈しながら読ませていただきました。ポイントは、申請期間の後に学校と受け入れ可能か協議できるということがポイントです。学校現場の先生の声は無視できないので。末松委員この辺りご意見どうでしょうか。
- 末松委員 今回少し変わるのは、1番最初の検討事項のところ、学区外就学と隣接校選択制の時期を考える必要があるとの話をいただきました。その中で、学区外就学がある程度先に見えるようになった時に、その辺も踏まえて隣接校選択制の定員も考えることができるのではないかと思います。昨年だと本当は学区外就学で希望校に行けるのだけども、隣接校選択制に含まれている方たちが多くいる。もう少ししっかりした形の隣接校選択制にすることで希望する方たちが見えてくる。そうすることで定員の形が見えてくるのかと思います。先程委員長がおっしゃっていたように、最後の1人とかいろんな事情がある場合は、少し余地をいただければという思いはございます。実際実務をやっているものとしては、学校の立場もわかります。その辺りは校長先生とよく話をしないとけないと思います。
- 山崎委員長 久保委員の話を否定しているわけではないと思いますが、久保委員、今の話

を聞いていかがでしょうか。

- 久保委員 かつこ書きで書かれている部分ですよね。確かに協議できる場があれば対応は可能なのかなという感じはいたします。
  - 山崎委員長 絶対協議しないといけないと思います。酒井先生今話を聞いていかがでしょうか。
  - 酒井委員 前回の資料の中に、令和5年度の隣接校選択制の申請結果がございましたが、小学校は定員をオーバーして抽選が必要だったのは金池小学校しかなかったのですが、中学校は定員からたくさん的人数がオーバーしている学校がございまして、城東中学校が1番多いですかね。そういった場合、協議すれば漏れないお子さんが減ってくるのは確かにそうだと思いますが、協議した結果、やはり抽選しないといけない状況も起こりうるということも踏まえた上で協議することが余地としてあればいいかと思います。
  - 山崎委員長 例えば5人程度としても抽選ですからね。そこはフレキシブルに考える余地があつていいのではないかと。校長先生と協議して、30名でいきましょうとなればそれはそれでいいと思います。例えば最初から30人と決めるのではなく「程度」としておいて、受け入れ可能か協議して、それでも30人ということであれば30人とする。そういう協議の余地を残すことかなと思ひながら話を伺っていました。久保委員、酒井委員、末松委員もそういうことをおっしゃっていたと理解しています。小野委員どうですか。
  - 小野委員 表から見ると主に中学校が抽選になっておりますので、言葉は悪いけどそこがいい中学校と思って保護者が選択しているのも一理あると思いますが、周辺部の学校には希望しないというのが現実ですね。定員を超える申し込みがあるような学校については、行きたいところに全員行けますというのは難しいのではないのでしょうか。枠を決めてその子の状況を見て判断することで納得していただければと思います。
  - 山崎委員長 フレキシブルに考えながら枠は必要ということを経理先生と議論しながら考えていくというご意見だったと思います。具体的に何名か決めるのは別にしても、フレキシブルに残していくことで考えていくという風にお受けしました。ありがとうございます。
- 次に、選択可能校についてです。現行では地域によって選択できる学校数が違います。選択可能校が少ない学校もありますが、これをどうするか。要するにもっと増やして隣接校の隣接校まで認めるのか、そういう議論です。何ページが見ていただいたらわかりやすいですかね。佐賀関なんかはそうですね。
- 事務局 8ページの中学校を見ていただきますと、例えば佐賀関中学校であれば選択可能校は神崎中学校の1校のみです。野津原中学校区であれば、植田西中学校と植田中学校の2校となります。周辺部は選択できる学校数が中心部と比べると数の違いがございまして。
  - 山崎委員長 住んでいる場所によって、選択できる学校の数が決まってくるということですね。選択可能な学校が少ない地域は隣接校の隣接校まで選択できるようにするか、これは通学距離がかなりありますよね。
  - 事務局 野津原中学校区で見えていただきますと、隣接であれば植田西中学校と植田中学校の2校ですけども、さらに隣接校の隣接校までとなると城南中学校や南大分中学校までとなり、ほぼ市内中心部の学校まで選択できるような形になります。
  - 平本委員 何校も行ける学校があるメリットが、私には距離以外のことで思い当たりませ



んが。中学校だったら部活かとも思ったのですが、1校しかなかったとしても、指定校ともう1校で十分な気がします。何でここだけしか選べないのかという問い合わせがあったのでしょうか。

- 事務局 特にそういった問い合わせはございません。
- 山崎委員長 ほかに事務局の方で聞いたことはありませんか。
- 事務局 私も特に聞いたことはございません。
- 平本委員 この距離だったらこの学校が選べますよといった話をするかどうか先程言っていたのに、ここまで行っていいですよというのはすごく矛盾しているような気がしなくもないです。
- 山崎委員長 こういう状況があるのでどう考えたらよいかということですよ。
- 平本委員 私は必要ないと思います。
- 山崎委員長 例えば佐賀関や野津原に住んでいる方が、独特な教育をしているので碩田学園に行きたいということであれば、それは目的があるのであってもいいと思います。だけど公立のこういう状況の中では、隣接校のさらに隣接校まで認めてしまうと全市一区になってしまいますよね。そこまでする必要があるかどうか。そもそも隣接校選択制の出発点を考えたらそういうことではなかったもので、これは現行の方がいいのではないかと、もちろん隣接校の隣接校まで選択できるようにしても、保護者と本人の責任で行かざるを得ないようになる。色んな手続きがあるので、現行の方がいいのではないかとのご意見でした。川野委員どうでしょうか。
- 川野委員 私も同じですね。隣接校選択制のそもそもの意味から外れてくるように感じます。そういったご事情で隣接校以外の学校を選びたいということであれば、学区外就学の要件を広げるようにした方がいいのではないかと思います。
- 山崎委員長 学区外でできることもありますよね。現場の校長先生いかがでしょうか。日々学校を運営されていて、隣接校の隣接校までという状況になるとどうでしょうか。
- 久保委員 隣接校の隣接校で遠くから通うとなると、安全に登校できるかどうか心配です。
- 山崎委員長 酒井委員いかがでしょうか。
- 酒井委員 特に小学生は通学の安全面を考えたときに、かなりの通学距離になりますので、やはり心配なところはあります。
- 山崎委員長 現行の隣接校のままでよいのではないかとご意見ですね。小野委員何かありましたらお願いします。
- 小野委員 地域の学校に通いましょうというのが基本ですので、附属小中学校に通っている子どもが近所におりますけども大変です。朝早くにバスに乗ってそして帰ってくる毎日です。友達もほとんどいないという感じですので、地元の学校に通ったらいいなという願いがあります。
- 山崎委員長 先程申しましたように、私も原則として歩いて行ける地元の学校が1番いいというのが私の研究の出発点でもありました。しかし、これだけ社会が変わってきた中で指定校制が持っている意味合いも捉え直したほうが良いのではないかとご論理が出てきています。附属小の例も出ましたが、私立の中学校もあるわけで、実際東京に行きますと20数%が私立の学校に通っている。それが良いことか悪いことか議論するつもりはありませんが、皆様がおっしゃっていたように児童生徒の健康面を考えたときに、隣接校の隣接

校まで認める必要はないのではないかというご意見だったと思います。ありがとうございました。

今日のご意見をまとめて終わりたいと思いますが、全体を通して何かご意見ありませんか。距離要件について、距離が何kmくらいかはこれから詰めていかないといけません。具体的に何kmというのは次回ということでお願いします。

先程川野委員から出ましたけども、本来ならいける可能性が大なのにもかかわらずなくなるといけないかということはどう考えていくか。これも大事なところなので考えていきたいと思っています。

今日は前回の残りの5項目を話して皆さんからご意見をいただきました。大きなアウトラインはできたと思いますが、まだ大事な点が残っているので、そこは次回議論していきたいと思っています。せっかくですので、何かご意見ございませんか。

久保委員、今碩田学園では最高でどのくらいの距離から子どもが来ているかご存知ですか。

○久保委員 大分駅近くから通っている児童はいます。

○山崎委員長 大分駅近くだとどれくらいの距離になりますか。徒歩ですか。

○久保委員 徒歩と把握しています。大人が駅から歩いて学校までおよそ30分くらいだと思います。低学年だとゆっくり行けば40分から45分くらいかかると思います。

○山崎委員長 ありがとうございます。他に何かございませんか。

それでは、本日協議の1から5まで話していきました。1つの結論的なものは得たのだろうと思います。その他ということで委員の皆様何かございませんでしょうか。

(「なし」の声)

○山崎委員長 また課題と宿題がありますので、それは次回進めていきたいと思っています。それでは事務局にお返ししますのでよろしくをお願いします。

○事務局 山崎委員長ありがとうございました。閉会の前に、次回の日程につきまして、説明いたします。

<次回の日程説明>

○事務局 委員の皆様方にはご多忙のところ、長時間にわたりご協議いただきありがとうございました。これもちまして、第2回大分市隣接校選択制検討委員会を終了いたします。